

網使用料算定根拠  
(東日本コストに基づく接続料)

I. 原価の算定及び料金の設定

1. その他の機能

A. 特定光信号端末回線に係る回線管理機能

・特定光信号端末回線管理機能

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	515	令和3年3月22日認可申請の網使用料算定根拠（東日本コストに基づく接続料）6. 通信路設定伝送機能(1)の(e)の①専用回線管理運営費
②回線数（契約）	126,701	令和3年3月22日認可申請の網使用料算定根拠（東日本コストに基づく接続料）X. 料金設定に使用した回線数の2. 機能別回線数より
③料金（円/回線・月）	339	①÷②÷12ヶ月